



# 鳥取県公報

平成13年 8月 7日(火)

号外第89号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則 (56)(福祉保健課) .....	3
	鳥取県立福祉人材研修センター管理規則(57)(＃) .....	3

### ——— 公布された規則のあらまし ———

#### 鳥取県立福祉人材研修センター管理規則

##### 1 目的(第1条関係)

この規則は、鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県立福祉人材研修センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めることを目的とすることとした。

##### 2 利用時間(第2条関係)

(1) センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとすることとした。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができることとした。

(2) 知事は、(1)により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨をセンターの施設内に掲示する等して周知しなければならないこととした。

##### 3 休館日(第3条関係)

(1) センターの休館日は、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日とすることとした。

(2) 次の施設については、(1)に定めるもののほか、それぞれに定める日を休館日とすることとした。

ア 福祉用具展示室 日曜日

イ 多目的工作室 日曜日及び土曜日

(3) 知事は、特に必要があると認めるときは、(1)及び(2)にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができることとした。

(4) 2の(2)は、(3)により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合についても同様とすることとした。

##### 4 利用の申込み(第4条関係)

(1) 利用許可を受けようとする者は、利用申込書を知事に提出しなければならないこととした。

(2) (1)の利用申込書は、次の施設の区分に応じ、それぞれに定める期間内に提出しなければならないこととした。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでないこととした。

ア ホール 利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の1年前から7日前まで

イ アに掲げる施設以外の施設 利用日の6月前から前日まで

##### 5 利用の通知等(第5条関係)

(1) 知事は、利用許可をしたときは、その申込みをした者に通知するものとする。こととした。

(2) (1)の通知を受けた者(以下「利用者」という。)は、知事の請求があったときは、当該通知を提

示しなければならないこととした。

6 利用許可の変更(第6条関係)

(1) 利用者は、当該利用許可に係る事項を変更しようとするときは、利用変更申込書を知事に提出して、その許可を受けなければならないこととした。

(2) 5は、(1)による利用許可の変更についても同様とすることとした。

7 利用の辞退の届出(第7条関係)

利用者は、センターの利用を辞退しようとするときは、あらかじめ利用辞退届出書を知事に提出しなければならないこととした。

8 施設設備の滅失等の届出(第8条関係)

利用者は、センターの施設設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならないこととした。

9 利用の終了の届出(第9条関係)

利用者は、センターの利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならないこととした。

10 使用料の減免(第10条関係)

(1) 使用料の減免は、次のアからオまでに応じ、それぞれに定めるところにより行うこととした。ただし、実費を超える入場料、受講料その他これらに類するものを徴収する場合又は物品等の販売を主たる目的として利用する場合は、この限りでないこととした。

ア ホールを専ら練習又は準備のために利用するとき 別に定める額への減額

イ 社会福祉に関する研修会、講演会その他の催物のために利用するとき 使用料の免除

ウ 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利用するとき 使用料の免除又は知事が別に定める額への減額

エ 介護保険法の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で利用するとき 使用料の免除又は知事が別に定める額への減額

オ その他社会福祉の増進を図るため知事が特に必要があると認めるとき 使用料の免除又は知事が別に定める額への減額

(2) 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を知事に提出しなければならないこととした。

11 使用料の還付(第11条関係)

(1) 利用者が既に納めた使用料(以下「既納使用料」という。)は、還付しないこととした。ただし、次のいずれかに該当する場合には、知事は、それぞれに定める額を還付することができることとした。

ア 利用者が、その責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき 既納使用料の全額

イ 利用者が、利用日の7日前(ホールの利用にあっては、1月前)までに、7の利用辞退届出書を提出したとき 既納使用料の2分の1の額

ウ その他知事が特に必要があると認めるとき 知事が別に定める額

(2) 既納使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を知事に提出しなければならないこととした。

12 雑則(第12条関係)

この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

13 施行期日等

(1) この規則は、平成13年9月3日から施行することとした。

(2) 鳥取県立介護実習普及センター管理規則は、廃止することとした。

---

## 規 則

---

鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成13年 8月 7日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第56号

鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第11号）の施行期日は、平成13年 9月 3日とする。

鳥取県立福祉人材研修センター管理規則をここに公布する。

平成13年 8月 7日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第57号

鳥取県立福祉人材研修センター管理規則

（目的）

第1条 この規則は、鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例11号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県立福祉人材研修センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（利用時間）

第2条 センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 知事は、前項ただし書の規定により利用時間を変更するとき、あらかじめその旨をセンターの施設内に掲示する等して周知しなければならない。

（休館日）

第3条 センターの休館日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日とする。

2 次の各号に掲げる施設については、前項に定めるもののほか、当該各号で定める日を休館日とする。

（1）福祉用具展示室 日曜日

（2）多目的工作室 日曜日及び土曜日

3 知事は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

4 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

（利用の申込み）

第4条 条例第3条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、様式第1号による利用申込書を知事に提出しなければならない。

2 前項の利用申込書は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) ホール 利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。）の1年前から7日前まで

(2) 前号に掲げる施設以外の施設 利用日の6月前から前日まで

（利用の通知等）

第5条 知事は、利用許可をしたときは、その申込みをした者に様式第2号により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、知事の請求があったときは、当該通知を提示しなければならない。

（利用許可の変更）

第6条 利用者は、当該利用許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第3号による利用変更申込書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による利用許可の変更について準用する。

（利用の辞退の届出）

第7条 利用者は、センターの利用を辞退しようとするときは、あらかじめ様式第4号による利用辞退届出書を知事に提出しなければならない。

（施設設備の滅失等の届出）

第8条 利用者は、センターの施設設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

（利用の終了の届出）

第9条 利用者は、センターの利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

（使用料の減免）

第10条 条例第9条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。ただし、実費を超える入場料、受講料その他これらに類するものを徴収する場合又は物品等の販売を主たる目的として利用する場合は、この限りでない。

(1) ホールを専ら練習又は準備のために利用するとき 別表に定める額への減額

(2) 社会福祉に関する研修会、講演会その他の催物のために利用するとき 使用料の免除

(3) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利用するとき 使用料の免除又は知事が別に定める額への減額

(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で利用するとき 使用料の免除又は知事が別に定める額への減額

(5) その他社会福祉の増進を図るため知事が特に必要があると認めるとき 使用料の免除又は知事が別に定める額への減額

2 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、様式第5号による使用料減免申請書を知事に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第11条 利用者が既に納めた使用料（以下「既納使用料」という。）は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は、当該各号に定める額を還付することができる。

(1) 利用者が、その責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき 既納使用料の全額

(2) 利用者が、利用日の7日前（ホールの利用にあっては、1月前）までに、第7条の利用辞退届出書を提

出したとき 既納使用料の2分の1の額

(3) その他知事が特に必要があると認めるとき 知事が別に定める額

2 既納使用料の還付を受けようとする者は、様式第6号による使用料還付申請書を知事に提出しなければならない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年9月3日から施行する。

(鳥取県立介護実習普及センター管理規則の廃止)

2 鳥取県立介護実習普及センター管理規則(平成5年鳥取県規則第74号)は、廃止する。

別表(第10条関係)

金 額		
午前の使用料	午後の使用料	全日の使用料
2,440円	4,890円	7,530円

備考

- 1 この表において「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「全日」とは午前9時から午後5時までをいう。
- 2 午前0時から午前9時まで又は午後5時から午後12時までの間に利用する場合の使用料の額は、午前又は午後の使用料の額を勘案して知事が別に定める。
- 3 正午から午後1時までの間に利用する場合(全日の利用をする場合を除く。)の使用料の額は、午前又は午後の使用料の額を勘案して知事が別に定める。
- 4 冷房又は暖房をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

## 様式第1号(第4条関係)

## その1(ホールを利用する場合)

## 鳥取県立福祉人材研修センター利用申込書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(団体にあっては、所在地)

申込者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり鳥取県立福祉人材研修センターを利用したいので、申し込みます。

利用者の種類	県又は社会福祉法人 ・ その他の団体 ・ 個人		
催物の名称			
利用の目的 (催物の内容)			
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
内 訳	準備期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	開催時期	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	撤去期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
入場予定者数	人(身障者手帳所有者等 人・要介護認定者等 人)		
入場料、受講料 等の徴収の有無	有( 円) ・ 無	有の場合 の徴収額	実費以下の額 ・ 実費を超える額
販売行為の有無	有 ・ 無	有の場合	販売行為が 主目的である ・ 主目的でない
冷・暖房の利用	有 ・ 無		
設備の利用	有 ・ 無		
会場責任者	(住所) (氏名) (電話番号)		

その2 (研修室等を利用する場合)

## 鳥取県立福祉人材研修センター利用申込書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(団体にあっては、所在地)

申込者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり鳥取県立福祉人材研修センターを利用したいので、申し込みます。

利用者の種類	県又は社会福祉法人 ・ その他の団体 ・ 個人		
催物の名称			
利用の目的 (催物の内容)			
利用施設			
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
入場予定者数	人(身障者手帳所有者等 人・要介護認定者等 人)		
入場料、受講料 等の徴収の有無	有( 円) ・ 無	有の場合 の徴収額	実費以下の額 実費を超える額
販売行為の有無	有 ・ 無	有の場合	販売行為が 主目的である 主目的でない
冷・暖房の利用	有 ・ 無		
設備の利用	有 ・ 無		
会場責任者	(住所) (氏名) (電話番号)		

注 フリースペースを利用する場合にあっては、「利用施設」欄にその利用面積を平方メートル単位で記入すること。

様式第2号(第5条関係)

## 鳥取県立福祉人材研修センター利用通知書

第 号

住 所

(団体にあっては、所在地)

氏 名 様

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日

職 氏 名 印

年 月 日付けで申込みのあった鳥取県立福祉人材研修センターの利用については、次のとおりとしたので通知します。

催物の名称	
利用の目的 (催物の内容)	
利用施設	
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用料	円(冷・暖房使用料、設備使用料等は含まない。)
利用の条件	



様式第3号(第6条関係)

その1(ホールを利用する場合)

鳥取県立福祉人材研修センター利用変更申込書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(団体にあっては、所在地)

申込者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり鳥取県立福祉人材研修センターを利用を変更したいので、次のとおり申し込みます。

通知の年月日 及び番号	年 月 日 第 号			変更の 有 無
催物の名称				
利用の目的 (催物の内容)				
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
内 訳	準備期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
	開催時期	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
	撤去期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
入場予定者数	人(身障者手帳所有者等 人・要介護認定者等 人)			
入場料、受講料 等の徴収の有無	有( 円) ・ 無	有の場合 の徴収額	実費以下の額 ・ 実費を超える額	
販売行為の有無	有 ・ 無	有の場合	販売行為が 主目的である ・ 主目的でない	
冷・暖房の利用	有 ・ 無			
設備の利用	有 ・ 無			
会場責任者	住所			
	氏名			
	電話番号			

注 全項目について変更後の内容を記入するとともに、変更する項目については「変更の有無」欄に「有」と記入すること。

添付書類 変更に係る利用通知書

その2 (研修室等を利用する場合)

鳥取県立福祉人材研修センター利用変更申込書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(団体にあっては、所在地)

申込者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり鳥取県立福祉人材研修センターの利用を変更したいので、次のとおり申し込みます。

通知の年月日 及び番号	年 月 日 第 号			変更の 有 無
催物の名称				
利用の目的 (催物の内容)				
利用施設				
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
入場予定者数	人(身障者手帳所有者等 人・要介護認定者等 人)			
入場料、受講料 等の徴収の有無	有( 円) ・ 無	有の場合 の徴収額	実費以下の額 ・ 実費を超える額	
販売行為の有無	有 ・ 無	有の場合	主目的である ・ 主目的でない	
冷・暖房の利用	有 ・ 無			
設備の利用	有 ・ 無			
会場責任者	住所			
	氏名			
	電話番号			

注 全項目について変更後の内容を記入するとともに、変更する項目については「変更の有無」欄に「有」と記入すること。

添付書類 変更に係る利用通知書

様式第4号(第7条関係)

鳥取県立福祉人材研修センター利用辞退届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(団体にあっては、所在地)

申込者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立福祉人材研修センターの利用を辞退するので、次のとおり届け出ます。

通知の年月日 及び番号	年 月 日 第 号
催物の名称	
利用の目的 (催物の内容)	
利用施設	
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
辞退の理由	

添付書類 辞退に係る利用通知書

様式第5号(第10条関係)

## 鳥取県立福祉人材研修センター使用料減免申請書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(団体にあっては、所在地)

申込者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立福祉人材研修センターの使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

催物の名称	
利用の目的 (催物の内容)	
利用施設	
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
減免を必要とする理由	

様式第 6 号 (第11条関係)

鳥取県立福祉人材研修センター使用料還付申請書

年 月 日

職 氏名 様

郵便番号

住 所

(団体にあっては、所在地)

申込者 氏 名

㊤

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立福祉人材研修センターの使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

通知の年月日 及び番号	年 月 日 第 号		
利用の目的 (催物の内容)			
利用施設			
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
使 用 料	納付年月日	年 月 日	領収書番号 第 号
	既納付額	円	
還付申請金額	円		
申 請 理 由			
備 考			

